

恵那市監査公示第1号

令和2年度随時監査（工事関係）結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定により、令和2年度随時監査（工事関係）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月5日

恵那市監査委員 水野 泰正
恵那市監査委員 西尾 努

記

1. 監査対象

令和3年1月8日（金）までに契約された契約金額が1千万円以上（変更契約後1千万円以上も含む）の工事。なお、令和元年度からの繰越事業及び修繕費で計上している事業も対象とする。

2. 監査日時 令和3年2月19日（金）午前9時30分～午後4時

3. 監査場所 リモート及び各事業の工事現場

4. 監査実施事業

契約金額が1千万円以上の事業の中から委員の合議により次の13事業を対象とし、下表のスケジュールで実施した。

時 間	No	監査実施工事／監査場所	担当課
9:30～ 10:00	1	市内小中学校ネットワーク整備事業（教学第40号）／監査委員事務局（串原小学校からリモートで説明）	学校教育課
10:20～ 10:50	2 ～ 6	エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事（エコ第41号）、ごみクレーン点検整備工事（第42号）、定期（点検・清掃）工事（第43号）、処理施設経年劣化工事（第44号）、処理施設経年劣化工事その2（第71号）／現地	エコセンター 恵那
11:10～ 11:40	7	長島町122号線災害復旧応急工事（建設第130号）／現地	建設課
12:00～ 13:00		昼食休憩（市役所）	

時 間	No	監査実施工事／監査場所	担当課
13:30～ 14:00	8	上矢作分団第1部消防器具庫建設工事(消総第19号)／現地	消防総務課
14:30～ 15:00	9～11	明日香苑大規模改修工事(建築)(電気)(機械)(医高第55号～57号)／現場事務所	高齢福祉課
15:15～ 15:45	12・13	行在所主屋改修工事(R1教生第67号)、長屋門移設工事(教生第41号)／現地	生涯学習課

5. 監査の着眼点

- (1) 計画の整合性 予算との整合性、事業目的と施工内容の整合性、期待される効果
- (2) 手続きの適正性 各決裁手続きは適切に行われているか
- (3) 施工監理 工法等の選択、工程管理、打ち合わせ等の記録等

6. 監査の方法

次のように、書類確認と現地監査を実施した。軽微な事項についてはその場において口頭で指摘した。なお、同一施設で一体的に発注されている事業 (No. 2～6、No. 9～11、No. 12・13) については一括して行った。

(1) 書類確認

以下の書類の写を事前に提出させ、事前に内容を確認した。

- ① 契約関係書類 施行伺書、変更契約伺書、契約書、変更契約書、着手届、完成届、検査調書、完成写真、契約台帳 等
- ② 事業概要の分かる書類及び図面
- ③ 監督関係書類 工事工程表、現場代理人・主任技術者(管理技術者)届及び下請人名簿、施工管理記録 等
- ④ 会計書類 支出負担行為決議書、支出命令書

(2) 現地監査

現地において担当者から事業の概要及び工事の内容の説明を受け、進捗状況等を確認するとともに、質疑等を行った。

7. 監査の結果

関係書類については、10事業 (No. 1～6・9・11～13) で、工事履行報告書、現場代理人・主任技術者・管理技術者届、下請負人届のいずれかに受付印の押印漏れがあったほか、随意契約 (No. 7)、変更契約 (No. 1・3・7・8) の理由について質疑が行われたが、いずれも正当な理由で、事業も適正に執行されているものと認められた。

個別の事業の監査内容については、次の通りである。

(No.1) 市内小中学校ネットワーク整備事業 (学校教育課)

国のGIGAスクール構想、ICT教育推進のための環境整備が進んでいる。折からのコロナの影響で、現地への立ち入り監査は実施できなかったが、整備されたネット環境を使って、串原小学校からタブレット端末を使ってリモートによる環境整備の施設の案内と説明を受け、事業の成果と効果を体感することができた。

書類審査では、「施工伺書の適役締結日と工期が契約書と異なる」との指摘には、「当該工事は議議会初日に議決を受ける案件であるが、施工伺いの段階で議会日程が決定しておらず、工事の設計及び契約に向けた施工伺書作成のため暫定日で作成したためであり、その後の契約締結事務における契約締結日及び着工日は、決定した議会初日の議決日となっている」との説明があった。

また、2,800万円強の入札差金が出ているが、その後、増額変更している理由は」との指摘には、「当事業は現地調査を含む設計となっており、調査による物品の過不足等に対応し増額変更した」との説明があった。これに対する「現地調査は、設計時に行うものではないか」との指摘に対しては、「当事業は、1人1台のタブレット端末配備に対応するための環境整備事業で、当初は5カ年で端末を配備する予定に合わせて環境整備も行う予定であったが、国の方針により本年度単年度ですべての整備を行うこととなった。そのため、物品の早期発注、整備の早期着手に対応するため、現状の環境状況で設計を行い、本来、先行して行う現地調査を事業に組み込んだものである」、さらに、増額変更の理由として「現地調査の結果、配線の過不足や配線数の増加による既存機器から大容量の新たな配線収納機器への入替作業、充電保管庫の設置位置変更の必要性が生じたためである」との説明があった。

(No.2～6) エコセンター恵那 処理施設定期修繕工事ごみクレーン点検整備工事、定期(点検・清掃)工事、処理施設経年劣化工事、処理施設経年劣化工事その2 (エコセンター恵那)

本年度は、毎年実施している定期的な修繕工事に加えて、今後の継続使用方針にもとづいて経年劣化した施設の修繕を行ったもので、事務所で全体的な説明を受けた後、マスク、防護服、ヘルメットを着用し、工事を行った処理施設を見ながら工事内容の説明を受けた。埃や臭い対策をとりながらの、大規模なごみ処理施設の維持管理の大変さを実感することとなった。

ごみ処理の現状は、コロナ禍で在宅時間が増えたことにより、リサイクルセンターのごみの量が過去最高となったのに対して、経済の停滞によるRDFのキャンセルが出ており、RDFとその利用量のバランスが心配されたが、何と

かギリギリのところまで回しているとのことである。「ごみの減量は、市の目標値を達成しており、さらに地域のリサイクルステーションの普及により減量が進み、ありがたい。また、持続可能な社会を目指して、企業は化石燃料を使つてはいけないとされたことから、プラスチックのみのRDFに少しニーズが出始めており、期待している」とのことである。

「現施設は令和14年まで使用延長とのことだが、今後の展望はどうか」との問いには「広域的なごみ処理体制の検討も必要ではないか」との回答があった。

(No.7) 長島町122号線災害復旧応急工事

(建設課)

自動車学校の出入り口から入り、工事現場を上から見ながら、工事の内容、工法について説明を受けた。当該地は、正家財産区が自動車学校に貸している土地であるが、工事施工範囲については、市へ寄付、工事費の一部も応分の負担をされたとのことである。

当該斜面は、上部の平地を造成したときの盛土で構成され、地山からの湧水もあったことが崩壊につながったものと考えられたため、斜面上の平地は減るが、盛土を地山まですべて撤去する工法とし、段差と水抜き、排水を施して安全な緩斜面として整備された。斜面つま先は碎石を入れた蛇籠で保護し、斜面は植生土嚢で覆って仕上げられている。つま先の段差は50cmで、市道の見通しが良くなり、通行車両のスピードが上がったため、注意看板を設置するとのこと。また、残土の処分は、商工課と調整して三郷町で造成中の工業団地の敷地造成に利用できたため、契約額を減額変更するとのことであった。

高額な変更契約を随意契約で行った理由については、「崩壊した斜面下方に住宅地があり、避難勧告を出した案件であり、応急的な災害復旧工事から本格的な復旧工事まで早急に行く必要があったため」との回答があった。草刈りなど、今後の維持管理や環境整備については地域に移管されるとのことであり、監査委員から「住宅が近くにあり、今後も復旧場所の状況の確認が大事である」と意見した。

(No.8) 上矢作分団第1部消防器具庫建設工事

(消防総務課)

行革の施設統廃合の一つとして、消防器具庫の統廃合が計画的に進んでいる。上矢作町は今回本郷地区の3つの器具庫を廃止し1カ所に集約して新築された。場所は旧上矢作町役場、振興事務所の跡地である。次期は串原で集約化を予定しているとのことであった。

建物は耐震を考慮して木造ではなく鉄骨造で、消防ポンプ車1台、可搬ポンプ積載車1台を配備している。「集約して台数を減らしたメリットは、維持管理の負担減と初動体制がとりやすいことである」との説明があった。

監査委員から「若い消防団員の確保は大変だが、自助、共助、公助の対応の

中でも、なくてはならない組織であり、引き続き待遇改善や環境整備に努めてほしい」と意見した。

(No.9～11) 明日香苑大規模改修工事(建築)、同(電気)、同(機械)(高齢福祉課)

コロナ禍のため、工事現場内には立ち入らず、現場事務所で書面とディスプレイで写真や図面を示してもらいながら説明を受けた。

平成11年4月開設の同施設は21年目で、根本的な大規模改修は初めてである。運営は指定管理者制度を導入し、現在の指定管理者は社会福祉法人恵和会である。利用状況は、特養・短期は増加傾向、デイサービスとケアハウスは若干減少傾向にあるとのことである。監査委員からの「近年福祉現場でも外国人研修生を受け入れているが、こちらではどうか」との問いに「現在、外国人研修生は受け入れている。他施設では、ぼちぼち入ってきているかもしれない」との回答があった。

建築工事は、食堂、機能回復訓練室、浴室、トイレなどの床、天井、壁の張り替えやブースの改修と厨房機器、洗濯機の設置などで、利用者の利便性の向上を図るとともに、屋根や屋上広場の防水、外装・外壁、EVホールなどを改修し、建物本体の維持と安全対策を行っており、電気、機械工事は、これらの付帯工事であるとのことであった。「電灯設備の改修があるが、LED化でどれぐらいの効果があるのか」との問いに「LED化率は8～9割程度である。効果額までは算定していないので、今後確認する」との回答があった。

改修と若干の増床により、利用者の利便性と快適性、安全性が高まったと考えられるが、利用希望者の待機状況については「要介護度にもよるが、特別養護老人ホームは1年から2年待ちで、入所は要介護度5からである」との説明があった。

(No.12・13) 行在所主屋改修工事、長屋門移設工事 (生涯学習課)

貴重な歴史的建造物の改修と移設であり、工事監理記録では、適宜、専門家の立ち合い指導を受けるとともに、史料調査に基づいた復元部分では、監理者が類例視察も行っており、文化財的な価値を損ねることのないよう慎重に工事が進められていた。特に、明治天皇が泊まれた部屋(御座所)の壁仕上げは、行幸記録から判明した天井まで白い唐紙仕上げで復元され、見ごたえがある。

コミュニティスペースは、和室とともに当初フローリング仕様が希望されていたが、地域との協議ですべて畳敷きとなっていた。また、建具や照明は既設物を適宜補修したほか、町屋の雰囲気に合わせてものが使われており、昔の電気配線や復元した囲炉裏も効果的に残されていた。

建物の構造部材は、使える部材は残し、傷んだものは新材に取り換えるのが文化財建造物の修理方法だが、「修理記録が分かるようになっているか」との

問いに、「令和二年度修理新補材の焼印を押して分かるようにしてある」との回答があった。

長屋門は、移築前の屋根高を下げての移築であったが、外観に違和感はなく、行在所の西隣への納まりもよい感じである。2階と屋根以外の門の部分はすべて元の部材をそのまま使っており、門の持つ歴史を十分感じさせるものとなっている。

今後は移築や改修を通じて新たに判明した事実を検討、検証して、建物とともに公開し、将来に伝えていくことが望まれる。また、敷地内にある井戸や、裏側の蔵や離れを取り壊した空き地も含めて、どのように活用していくかが課題であり、監査委員から「施設の管理運営について、生涯学習課と地元で十分に検討すること」と意見した。